協議第２９号

協定項目２２－７　消防、防災事業の取扱いについて

消防、防災事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　消防事業
　２村に設置されている消防団は、合併時に再編する。
２　防災事業
（１）地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、２村の計画により運用する。
（２）防災会議については、合併時に再編する。
（３）災害対策本部については、合併時に再編する。
（４）防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編する。
（５）防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編する。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22- 7　消防、防災事業の取扱い

1／3

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
消防団に関すること	【定員数】 １０１人 【組織数】 ２分団 【詰め所数】 ７箇所 【消防車両】 普通車：４両 タンク車：２両 小型ポンプ積載車 １両	【定員数】 ７０人 【組織数】 ３分団 【詰め所数】 ３箇所 【消防車両】 普通車：２両 タンク車：１両	２村に設置されている消防団は、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１ 地域防災計画	地域防災計画策定 有（平成 14 年改正）	地域防災計画策定 有（平成 12 年改正）	地域防災計画については、合併後速やかに策定する。なお、策定までの間は、旧村の計画により運用する。
２ 防災会議	委員定数：26 人以内	委員定数：26 人	防災会議については、合併時に再編する。
３ 災害対策本部	設置基準：有 設置場所 都幾川村役場	設置基準：有 設置場所 玉川村役場	災害対策本部については、合併時に再編する。
４ 防災行政無線	【導入年月日】 平成３年６月１日 【無線機器】 三菱電機（株） 【固定系】 設置なし 【移動系】 ・端末制御器　２台 ・車載型無線機　３台 ・携帯型無線　３４台	【導入年月日】 昭和６２年 ４月１日 【無線機器】 沖電気工業（株） 【固定系】 ・周波数　69.735MHZ ・固定系親局　玉川村役場 ・遠隔制御器 東松山消防本部 ・固定子局　８１基 ・戸別受信器　－基 ・屋外拡声子局設置謝礼 1,500 円（年間） 【移動系】 ・端末制御器　５台 ・車載型無線機　８台 ・携帯型無線　７台	防災行政無線については、現行のとおりとする。なお、合併後段階的に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
5 防災訓練	【実施時期】 特に定めていない	【実施時期】 特に定めていない	防災訓練については、訓練の実施方法及び内容等、合併後速やかに再編する。

協議第３０号

協定項目２２－８　交通対策事業の取扱いについて

交通対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
２　バスの運行については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。
３　交通安全計画については、合併後速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は、現行のとおりとする。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-8　交通対策事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1 鉄道に関すること	・東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟会 ・八高線電車化促進期成同盟会 ・越生線複線化促進期成同盟会	・東上線東松山・寄居間複線化促進期成同盟会 ・八高線電車化促進期成同盟会	1　鉄道会社に対する要望活動については、新町に引き継ぐものとする。
2 バスに関すること	【代替バス】 運行主体：イーグルバス㈱ 運行概要：４ルート（村内３ルート、村内～越生駅） 運賃：有料 ※運行費の一部を都幾川村にて負担	【代替バス】 運行主体：武蔵観光㈱ 運行概要：（小川町駅～玉川村～明覚駅） 運賃：有料 ※運行費の一部を小川町、玉川村にて負担	2　バスの運行については、合併後速やかに再編する。それまでの間は現行のとおりとする。
交通安全計画に関すること	【第７次交通安全計画】 期間：H13～H17 年度	未制定	3　交通安全計画については、合併後速やかに新町交通安全計画を策定する。それまでの間は現行のとおりとする。

協議第３１号

協定項目２２－２４　水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　水道料金等については、現行のとおりとする。但し、水道使用証明手数料については、合併時に２村の証明手数料に合わせる。

２　後野（うしろの）地区簡易給水施設については、合併後上水道事業に編入する。

３　西ノ沢（にしのさわ）簡易水道、大野（おおの）簡易水道、七重（ななえ）簡易水道においては、合併後、再整備を進める。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.22-24　水道事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	都幾川、玉川水道企業団		
1．水道料金に関すること（基本料金・超過料金・メーター使用料）	口径別・従量制料金 一般家庭の負担を軽減するため、小口径・小水量の単価を低く抑え、大口径・多水量の単価を高くしてある。 【口径別基本料金】 （1ヶ月 10㎥まで） 13㎜　1,270円 20㎜　1,850円 25㎜　2,900円 30㎜　3,950円 40㎜　8,450円 50㎜　12,700円 75㎜　30,800円 100㎜　51,000円 【水　量　料　金】 （1㎥につき） 11㎥　～　30㎥ 140円 31㎥　～　50㎥ 170円 51㎥　～　100㎥ 190円 101㎥以上 210円 臨時用 1㎥～ 210円 ※　上記で得た金額に消費税（5%）を加えた金額が水道料金 【メーター使用料】 な　し 【前回の料金改訂】 平成14年6月		現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	都幾川、玉川水道企業団		
２．水道料金の減免	条例により軽減又は免除できる場合は、次の一つに該当するもののうち企業長が認めたものに対して行う。 ①　不可抗力による発見困難な地下漏水に起因する料金。 ②　災害その他の理由により料金の納付が困難と認められる者の料金。 ③　その他、企業長が公益上その他特別の理由があると認めたもの。		現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	都幾川、玉川水道企業団		
３．水道関係手数料	・乙止水栓開閉手数料 な　し ・指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円 ・給水装置工事検査手数料 1 件につき　2,000 円 ・給水装置工事設計手数料 な　し ・給水装置工事設計審査手数料 1 件につき　1,000 円 ・私設消火栓消防演習立会手数料 1 件につき　2,000 円 ・水道使用証明手数料 1 件につき　　150 円 ・厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるときの確認手数料 な　し		合併時までに再編する（水道使用証明手数料についてのみ、新町の手数料とのバランスを考えて再編する。）

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	都幾川、玉川水道企業団		
４．水道申込負担金	現在、都幾川村、玉川村では、給水装置の新設又は改造（メーター口径の増径の場合に限る。）をする者から、加入金を徴収している。　ただし、改造する場合の加入金額は、新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額の差額を徴収している。 加入金のメーター口径別金額は、下記のとおり。 13 ㎜　157,500 円 20 ㎜　210,000 円 25 ㎜　472,500 円 30 ㎜　1,102,500 円 40 ㎜　2,205,000 円 50 ㎜　3,780,000 円 75 ㎜　10,395,000 円 （税込み） 75 ㎜を超えるもの 企業長が定める		現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
５．後野地区簡易給水施設（自家用水道）	施設概要 【施設名称】 後野地区簡易給水施設 【設置所有者】 都幾川村 【設置事業名】 農山村定住促進補助事業 【起工年月日】 平成４年１月２０日 【竣工年月日】 平成６年３月２５日 【取水】 都幾川、玉川水道企業団 【給水区域】 西平地内後野地区の一部 【施設容量】 1 日最大２５㎥ 【給水計画人口】 34 人 【給水人口】（h14 年） 20 世帯（寺２・公民館１） 【水道料金】 水道企業団と同額 基本料金（13mm管） 1,270 円（消費税別）／月 【管理料金】 1,410 円／月 20 ㎥まで 以後１㎥につき 25 円	該当なし	合併後上水道事業に編入していく。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
６．簡易水道事業	①西ノ沢簡易水道 【施設所有者】 西ノ沢簡易水道組合 【設置年月日】 昭和３７年 【給水区域】 大字大野地内 上サ・中カ・下モ地区 【設置概要】 自然流下式・緩速ろ過 【取水】 勝負平川・川間堀川・空堀川 【施設容量】 最大 70 ㎥／日 【計画給水人口】350 人 【世帯数】72 世帯＋別荘 【料金】 無料（給水計量器なし） 【組合費】 月 1,000 円 水洗世帯　月 1,100 円 【村補助金】 年 130,000 円 ②大野簡易水道 【施設所有者】 大野簡易水道組合 【設置年月日】 昭和３８年 【給水区域】 大字大野地内 上ミ地区 【設置概要】 自然流下式・緩速ろ過	該当なし	合併後、再整備を進める。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【取水】 大嶺川・橋倉支川 【施設容量】 最大 28 ㎥／日 【計画給水人口】140 人 【世帯数】34 世帯＋別荘 7＋他 4 【料金】 無料（給水計量器なし） 【組合費】月 2,000 円 【村補助金】年 70,000 円 ③七重簡易水道 【施設所有者】 七重簡易水道組合 【設置年月日】 昭和４６年 【給水区域】 大字大野地内 七重地区 【設置概要】 自然流下式・緩速ろ過 【取水】 七重川 【施設容量】 最大 8.4 ㎥／日 【計画給水人口】56 人 【世帯数】8 世帯＋別荘 6 【料金】 無料（給水計量器なし） 【組合費】 年間 6,000 円 別荘　年間 22,000 円 【村補助金】 年 35,000 円		

協議第３２号

協定項目２２－２６　学校教育事業の取扱いについて

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　教育委員に関することは、合併時に再編する。
２　学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。
３　奨学資金は、合併時までに再編する。
４　要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。
５　特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に再編する。
６　遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しに併せて検討する。
７　小・中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せ通学区の見直しを行う。
８　語学指導助手に関することは、合併時に再編する。
９　スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後新町において、通学区域の見直しと併せて検討する。
１０　就園奨励費援助は、合併時までに再編する。
１１　私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。
１２　学校給食の実施は、合併翌年度当初より統合する。
１３　給食会計は、合併後速やかに統合する。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２６　学校教育事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１．教育委員に関すること	【報酬】 委員長年額　238,000 円 委員長代理 年額　198,000 円 委　員年額　187,000 円 【費用弁償】 １日につき 委員長・委員　2,200 円	【報酬】 委員長年額　235,000 円 委員長代理 年額　195,000 円 委　員年額　183,000 円 【費用弁償】 １日につき 委員長・委員　2,200 円	教育委員に関することは、合併時に再編する。
2.学校の施設整備計画	〔萩ヶ丘小学校〕 体育館改築事業・プール改修事業 〔明覚小学校〕 校舎棟、体育館耐震補強・大規模改造事業・プール改修事業・グランド整備事業 〔都幾川中学校〕 校舎棟耐震補強・大規模改造・木質化事業、体育館耐震補強・大規模改造事業、プール改修事業 〔小中学校〕 ＩＴ教育推進事業	〔玉川小学校〕 校舎棟耐震補強・大規模改造事業、体育館改築事業、プール改修事業 〔玉川中学校〕 校舎棟耐震補強・大規模改造事業、体育館改築事業、プール改修事業、運動場改修事業	学校の施設整備計画は、合併時までに各小中学校の現状を把握し、合併後現行の整備計画をもとに中長期計画を作成し対応する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
３．奨学資金	該当なし	【奨学資金の貸付け】 （１）　普通奨学資金 高等学校年　１２万円 大学　　年　２４万円 大学（短大）年２４万円 大学（医科・歯科）年 ６０万円 高等専門学校年２４万円 専修学校・各種学校 （高等課程）年１２万円 （専門課程）年２４万円 （２）特別貸付（入学初年度に１回に交付） 高等学校　　１０万円 大学　　３０万円 大学（短大）　１６万円 大学（医科・歯科） １５０万円 高等専門学校年１２万円 専修学校・各種学校 （高等課程）　１０万円 （専門課程）　１６万円 【基金】特別会計 基金の額は、１億円 【認定】 奨学資金の決定等は、 関口茂八奨学生選考委員会により決定する 【貸付対象】 住所を有する者	奨学資金は、合併時までに再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
４、要保護・準要保護児童生徒の就学援助	【支給金額】 ・国の補助基準単価と同じ ◎平成１４年度支給対象児童・生徒数 ・小学校　１１人 （全児童の 2.2%） ・中学校　１３人 （全生徒の 3.9%）	【支給金額】 ・国の補助基準単価と同じ ◎平成１４年度支給対象児童・生徒数 ・小学校　　３人 （全児童の 0.84%） ・中学校　　０人 （全生徒の 0　%）	要保護・準要保護児童生徒の就学援助は、合併時に再編する。
５、特殊教育児童生徒の就学補助	【支給金額】 ・国の補助基準単価と同じ ◎平成１４年度支給対象児童・生徒数 ・小学校　５人 （全児童の 1.0%） ・中学校　　３人 （全生徒の 0.9%）	【支給金額】 ・国の補助基準単価と同じ ◎平成１４年度支給対象児童・生徒数 ・小学校　　３人 （全児童の　0.84%） ・中学校　　０人 （全生徒の　0%）	特殊教育児童生徒の就学補助は、合併時に再編する。
６、遠距離通学費補助	【対象】 大野、椚平地区に住所のある児童、大附地区に住所のある小学１～４年生の児童、大野地区に住所のある生徒	該当なし	遠距離通学費補助は、合併後に再編する。当面は現行のとおりとする。基準については、通学区域の見直しに併せて検討する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【支給内容】 ･保護者からの委任を受け、各学校長が補助金交付申請を行い、交付後定期券に代えて各家庭に配布する。 　路線バスが基本だが小学生については、授業時間の都合により時間が合わない場合はタクシー対応、大附地区は登校時の便がないため、朝は保育園児の送迎バスで対応 【経費負担】 全額村負担		
7 小・中学校通学区域設定に関すること	【管理する学校数】 小学校２校 中学校１校 【通学区域の指定】 住民登録の大字により指定している。	【管理する学校数】 小学校１校 中学校１校 【通学区域の指定】 村内全域	小・中学校通学区域設定に関することは、合併後に再編する。当面は現行のとおりとするが、弾力的な運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新町において速やかに小中学校の適正規模、適正配置の検討と併せ通学区の見直しを行う。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
8 語学指導助手に関すること	【概要】 小・中学校の英語学習の指導助手 ① 招致青年 ＡＬＴ（外国語指導助手） １名 ② 給料 年額３６０万円 （手取り額） ③ 住居 村営アパートに入居 家賃　月額 10,000 円 （ＡＬＴ負担） ④ 契約期間 毎年７月末から翌年７月末までの１年間 【民間委託】 ① 委託業者 １社 ② 契約期間 16 年４月から 17 年 3 月 ③ 契約金額 １回　11,655 円	【概要】 小・中学校の英語学習の指導助手 【民間委託】 ①委託業者 １社 ②契約期間 16 年４月から 17 年 3 月 ③契約金額 １回　13,000 円	外国青年招致事業に関することは、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
９、スクールバスの管理運営に関すること	「スクールバス」は平成１６年度「送迎バス」に名称変更 【対象】 ・平保育園園児送迎 ・はなぞの保育園園児送迎 ・大附地区児童登校時 ・大野地区児童下校時(週３回) 【所属】 住民福祉課 ※運行は高齢者事業団に委託	・五明・日影地区、田黒地区の児童に対し、スクールバス１台運行している。(玉川小学校１年，２年生及び保育所児童含む) ・運転手は、非常勤職員及び運行委託契約者(村内の方)で実施 ・車両整備（燃料費、保険，車検等）に関すること及び運行委託契約の日額報酬は、教育委員会事務局費にて対応する。 ・運行委託契約の場合は、日額 16000 円である。	スクールバスの管理運営に関することは、合併後に再編する。当分の間は現行のとおりとし、合併後に新町において、通学区域の見直しと併せて検討する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
10、就園奨励費援助	【補助対象者】 都幾川村に住民登録している満 3 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児 【内容】 都幾川村に住民登録している園児の保護者に対し村民税の課税状況に応じ補助を行う。 【補助率】 国　　1／3 【金額】 支給金額 2,440,600 円 支給件数　　３７件 （私立幼稚園） 【対象幼稚園】 村内　　１園（私立） 村外　　４園（私立）	【補助対象者】 玉川村に住民登録している満 3 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児 【内容】 玉川村に住民登録している園児の保護者に対し村民税の課税状況に応じ補助を行う。 【補助率】 国　　1／3 【金額】 支給金額 280,500 円 支給件数　　５件 （私立幼稚園） 【対象幼稚園】 村内 村外　　１園（私立）	就園奨励費援助は、合併時までに再編する。
11、私立幼稚園園児保護者補助金	該当なし	【補助対象者】 就園奨励費補助対象外の者を対象に、当該年度の 10 月 1 日現在、満 3 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児を私立幼稚園に就園させている保護者 【内容】 国の幼稚園就園奨励費補助金に該当しない世帯園児 1 人につき年額 5，000 円を限度とする。	私立幼稚園園児保護者補助金は、合併時までに再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１２．学校給食の実施	【学校給食】 （１）　完全給食 　週５回 （２）　調理方式 共同調理場ドライ方式 【所長・事務職】 村職員　　１名（兼務） 県栄養士　１名 【給食調理員】 村職員　　１名 非常勤職員２名 臨時職員　３名 【勤務時間】 午前８時１５分～ 　午後４時４５分 【給食数】 　　８０３食 【年間給食日数】 　　１９０日 【調理能力】 　　１，１００食 【施設建設年月】 　平成１０年４月	【学校給食】 （１）　完全給食 　週５回 （２）　調理方式 共同調理場ウエット方式 【所長・事務職】 教育委員会事務局長が兼務 県栄養士　１名 村職員　　１名（兼務） 【給食調理員】 臨時職員　４名 【勤務時間】 午前８時３０分～ 　午後５時１５分 【給食数】 　　５４０食 【年間給食日数】 　　１９１日 【調理能力】 　　９００食 【施設建設年月】 　昭和４７年１０月	学校給食の実施は、合併翌年度当初から統合する。 （都幾川村給食センターは、人員を増やすことにより、両村の給食数を賄うことができる。）

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１３．給食費に関すること	【給食費】 小学校　　月３，８００円 １１ヶ月（１食２２０円） 中学校　　月４，５００円 １１ヶ月（１食２６０円） 小学校１年生の４月は半額 中学校３年生の３月は半額 【給食費徴収方法】 学校ごとに毎月の給食配食数に応じた調定を作成し、学校へ送付し納付してもらう。 【給食費予算】 給食費は、食材費の購入に当てる。（私会計）	【給食費】 小学校　　月３，８００円 １１ヶ月（１食２２０円） 中学校　　月４，５００円 １１ヶ月（１食２６０円） 小学校１年生の４月は半額 中学校３年生の３月は半額 【給食費徴収方法】 保護者から、口座振替により納付してもらい、後に一般会計に納付する。 【給食費予算】 給食費は、食材費として一般会計に入れる。	給食会計は合併後速やかに統合する。

協議第３３号

協定項目２２－２７　生涯学習事業の取扱いについて

生涯学習事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
２　生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。
３　生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
４　社会教育委員については、合併時に再編する。
５　社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
６　成人式については、合併後速やかに再編する。
７　芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。
８　同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容については、合併後速やかに再編する。
９　体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
１０　スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
１１　体育指導委員については、合併時に再編する。
１２　体育祭事業については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
１３　生涯スポーツ大会については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
１４　社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
１５　公民館設置運営については、合併時に再編する。
１６　公民館運営審議会については、合併時に再編する。
１７　公民館事業開催業務については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
１８　図書館の設置運営については、合併時に再編する。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２７生涯学習事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
１．生涯学習推進計画に関すること	【名称】 都幾川村生涯学習推進第二次計画 【期間】 平成１３年度～平成２２年度 【目的】 生涯学習を通じて村民と行政が協働でむらづくりを推進する。 【概要】 学習基盤と環境の整備を図り、その学習の成果が適切に評価される都幾川村らしい生涯学習社会を実現する。	【名称】 玉川村生涯学習推進計画 【期間】 平成１５年度～平成２４年度 【目的】 村民が健康で毎日の生活に生きがいを感じ、うるおいのある豊かな暮らしを築くむらづくりを実現する。 【概要】 村民が「いつでもどこでもだれとでも」生涯にわたって自ら率先して学習や活動ができさらには学習の成果を村づくりに生かせるような生涯学習活動を支援する。	生涯学習推進計画については、合併後、新町において速やかに計画を策定する。
２．生涯学習推進体制に関すること	【名称】 都幾川村生涯学習推進会議 【目的】 生涯学習推進方策について協議する。 【組織】 関係団体、学識経験者、行政関係者より３５名以内をもって組織し村長が委嘱。 任期２年 議長－村長 事務局－生涯学習課 【報償費】 日額　6，600 円	【名称】 生涯学習推進協議会(仮称) 【目的】 生涯学習を推進するための方策を協議する。 【組織】 未設置	生涯学習推進体制については、合併時は、現行のとおりとし、推進計画策定後、改めて体制の整備を図る。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【名称】 生涯学習協力員連絡協議会 【目的】 生涯学習の総合的かつ効果的な推進を図る。 【組織】 各行政区推進協力員及び学校推薦協力員をもって委員とし、推進会議長より委嘱。 任期２年 事務局－生涯学習課 【報償費】 日額　1，100 円	【名称】 生涯学習推進本部(仮称) 【目的】 生涯学習施策の推進を図る。 【組織】 未設置	
３．生涯学習施設に関すること	【名称】 都幾川村健康広場館 【目的】 陶芸等多目的生涯学習施設 【構造】 木造１階建 【使用料】 １窯焼成 5,000 円(電気料)	【名称】① 玉川村文化センター 【目的】 村民の文化の向上を図る 【構造】 鉄筋コンクリート地下１階地上３階 【使用料】 使用料条例に基づく 【名称】② 玉川村里山文化園 【目的】 春日山地域の私有地を含む約３２ha を里山として保全し、里山文化を学ぶ。	生涯学習施設については、新町において引き続き管理運営する。
４．社会教育委員に関すること	【組　織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 １３名以内 【事　業】 会議　年４回	【組織】 学校・社会教育関係者、学識経験者 １０名 【事業】 会議　年３回	社会教育委員については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【報　酬】 年額 　委員長 32,500円 　委　員 31,500円 【費用弁償】 一日　2,200円 半日　1,100 円	【報酬】 年額 　委員 16,300円 【費用弁償】 一日　2,200円	
５．社会教育関係団体に関すること	・都幾川村ＰＴＡ連合会 ・都幾川村文化協会	・玉川村ＰＴＡ連絡協議会 ・玉川村文化団体協議会 ・玉川陣屋太鼓 ・自然に親しむ会	社会教育関係団体については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
６．成人式に関すること	【実施日】 １月の第２月曜日 【会場】 都幾川村中央公民館 【運営等】 都幾川村・教育委員会で企画・運営する。 【内容】 ・式典３０分 ・村長式辞 ・来賓祝辞１名 ・成人者代表者の謝辞 ・記念品贈呈 ・集合写真の撮影	【実施日】 １月の第２月曜日 【会場】 玉川村文化センター 【運営等】 玉川村・教育委員会で企画・運営する。 【内容】 ・式典３０分 ・村長式辞 ・成人者紹介 ・記念品贈呈 ・来賓祝辞１名 ・成人代表者お礼の言葉 ・集合写真の撮影	成人式については、合併後速やかに再編する。
７．芸術文化に関すること	【事業名】① 都幾川村文化祭（都幾川村文化協会と共催） 【開催期日】 平成１５年１１月１日～３	【事業名】① 玉川村文化祭（玉川村文化団体協議会と共催） 【開催期日】 平成１６年１１月３日～６	芸術文化については、現行のとおりとし、合併後再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	日 【会場】 都幾川村文化体育センター柔道場・剣道場 【事業名】② 都幾川村新春作品展（都幾川村文化協会と共催） 【開催期日】 平成１５年1月１７日～１８日(平成１６年は未実施) 【会場】 萩ヶ丘小学校	日 【会場】 玉川村文化センター 【事業名】② 玉川村書道展（玉川村文化団体協議会と共催） 【開催期日】 平成１７年1月２６日～３０日 【会場】 玉川村文化センター 【事業名】③ 彩の国県民芸術文化祭２００３玉川もみじ太鼓まつり 【開催期日】 平成１６年１０月１０日 【会場】 玉川村雀川砂防ダム公園 【事業名】④ 芸術文化鑑賞事業 【開催期日】 ・人形劇 平成１６年6月２６日 ・クリスマスコンサート 平成１５年１２月２１日 （平成１６年は未実施） 【会場】 玉川村文化センター	
８．人権教育推進事業に関すること	【組織・名称】 ・都幾川村人権教育推進協議会 ・比企地区人権教育推進協議会	【組織・名称】 ・玉川村人権教育推進協議会 ・比企地区人権教育推進協議会	同和教育をはじめとする人権教育推進事業については、新町に引き継ぎ実施することとし、内容に

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	・比企郡市同和対策協議会	・比企郡市同和対策協議会	ついては、合併後速やかに再編する。
９．体育協会に関すること	【役員】 会長、副会長（４名）、理事長、副理事長（２名）、常任理事（８名）、理事（２１名）、監事（２名） 【任　期】 ２年 【加盟団体】 野球部、ソフトボール協会、ソフトテニス部、卓球部、バレーボール部、陸上部、剣道部、柔道部、空手道部、バドミントン部、スケート部、スキー部、山岳部、バスケットボール部、ゴルフ部、ゲートボール連盟、インディアカ協会、硬式テニス部、スポーツ相談員協議会、スポーツ少年団本部	【役員】 会長、副会長（２名）、理事長、副理事長（２名）、理事（２１名）、部長（２４名）、監事（２名） 【任　期】 ２年 【加盟団体】 野球部、陸上部、ソフトボール部、バレーボール部、テニス部、卓球部、レクリエーション部、スキー部、バドミントン部、広報部	体育協会については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
１０．スポーツ少年団に関すること	【概要】 (平成15年度) ・種目 野球、剣道、柔道、バスケットボール、バドミントン、スケート、サッカー ・単位団数　７団 ・指導者数　64 人 ・団員数　187 人 【役員体制】 本部長、副本部長、監事指導者代表者、保護者代表者、会計	【概要】 (平成15年度) ・種目 野球、サッカー、バレーボール、剣道 ・単位団数　4団 ・指導者数　29人 ・団員数　83人 【役員体制】 本部長、副本部長、理事、幹事、監事	スポーツ少年団については、団体の意向を踏まえ、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
１１．体育指導委員に関すること	【定数】 １７名	【定数】 １６名	体育指導委員については、合併時に再

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	（実数１６名） 【任期】 ２年 【報酬】 年額　35,000 円 【費用弁償】 日額　2,200 円 会議においては1,100 円 【定例会議】 年６回開催	（実数１６名） 【任期】 ２年 【報酬】 年額　26,000円 【費用弁償】 日額　2,200円 【定例会議】 年１０回開催	編する。
１２．体育祭事業に関すること	【実施方法】 ･ブロック対抗戦 【日程】 ・１０月第１日曜日 ・予備日なし 【役員】 ・ブロック選出役員 ・体育協会各役員 ・体育指導委員 ・スポーツ相談員 ・村職員 【予算】（平成１６年度） ･700,000 円 (体育協会予算)	【実施方法】 ･支部対抗の形式 【日程】 ・１０月第１日曜日 ・予備日第２日曜日 【役員】 ・体育協会各役員 ・体育指導委員 ・スポーツ推進員 ・青少年相談員 ・教育委員会職員 【予算】（平成１６年度） ・569,000円 (体育協会予算)	体育祭事業については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。
１３．生涯スポーツ大会に関すること	【主な開催事業】 ・グラウンドゴルフ大会 ・あるけあるけ大会 ・熟年者レクリエーション大会 ・ソフトバレーボール大会 ・登ろう歩こう大会 ・村民チャリティーゴルフ大会 ・村内駅伝大会	【主な開催事業】 ・ソフトボール大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・綱引き大会 ・村民ゴルフ大会 ・体育協会各部主催の大会	生涯スポーツ大会については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	・ソフトバレーボールナイトゲーム大会 ・体育協会各部主催の大会		
１４．社会体育施設管理運営に関すること	【施設名】 ・村民運動場（テニスコート有り） ・第一球場（夜間照明有り） ・第二球場 ・文化体育センター ・上サ・スケート場 【受付方法】 施設利用調整会議を４ヶ月に一度実施し受付 文化体育センター個人利用者予約不可 【受付場所】 ・文化体育センター ・上サ・スケート場	【施設名】 ・総合運動場 ・第２運動場（五明グラウンド） ・田黒運動場 ・トレーニングセンター ・玉川中学校夜間照明施設 【受付方法】 使用月の１ヶ月前の１日より受付 【受付場所】 ・トレーニングセンター ・地元区長	社会体育施設管理運営については、合併時に再編する。
１５．公民館設置運営に関すること	【設置】 中央公民館１ 分館　　１ 【開館時間】 午前９時 00 分～午後９時 30 分 【休館日】 毎月第１月曜日 国民の祝日 12 月 28 日～1 月 4 日	【設置】 中央公民館１ 分館　　７ 【開館時間】 午前９時 00 分～午後９時 00 分 【休館日】 毎月最終月曜日 12 月 28 日～1 月 3 日	公民館設置運営については、合併時に再編する。
１６．公民館運営審議会に関すること	平成１３年度に廃止のため未設置	【定数】 １０名以内（社会教育委員が兼務） 【委嘱】 学校教育及び社会教育の関係者並びに識見を有するものの中から、教育委員会が	公民館運営審議会については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
		委嘱する。 【任期】 ２年 【審議会の開催】 会議は必要に応じて館長が招集 【委員報酬】 なし 【費用弁償】 日額　2,200 円	
１７．公民館事業開催業務に関すること	家族相談支援センターで実施 【主な講座名】 〔いきがい発見事業〕 よさこい踊り講座、中国語教室、パソコン講座開放、ガーデニング講座、春秋ハイキング 【その他関係事業】 文化祭、新春作品展、七歳児祝	公民館で実施 【主な講座名】 農業体験講座「お米づくり」、みなと横浜文学散歩、夏の木工教室、しめ縄飾り教室、フラワーアレンジメント教室、写真教室、小菊盆栽教室、大正琴教室 【その他関係事業】 公民館親善ゲートボール大会、文化祭	公民館事業開催業務については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は、現行のとおりとする。
１８．図書館設置運営に関すること	【利用時間】 ・火～金曜日 午前９時 00 分～午後６時 00 分（夏は午後７時 00 分まで） ・土･日曜日 午前９時 00 分～午後５時 00 分 【休館日】 毎週月曜日、 祝祭日、年末年始、特別整理期間	【利用時間】 ・土、日、火～木曜日 午前９時 00 分～午後５時 00 分 ・金曜日 午前９時 00 分～午後７時 00 分 【休館日】 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、館内整理日、特別整理期間、臨時休館日	図書館の設置運営については、合併時に再編する。

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	【貸出の対象】 村内に居住し、又は通勤若しくは通学する者、村と相互利用の協定を締結している自治体に居住し、又は通勤若しくは通学する者	【貸出の対象】 村内に居住し、又は通勤若しくは通学する者、村と相互利用の協定を締結している自治体に居住し、又は通勤若しくは通学する者、利用カードの発行（利用者登録）を受けるものとする	

協議第３４号

協定項目２２－２８　文化財保護事業の取扱いについて

文化財保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

1　文化財保護審議会については、合併時に再編する。

2　国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

3　指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。

4　行政文書の収集、整理、保存については、合併後速やかに再編する。

5　博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２８　文化財保護事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1．文化財保護審議会に関することについて	【名称】 都幾川村文化財調査委員会 【定数】 ７名 【任期】 ２年 【報酬等】 年額　31,500円 【費用弁償】 一日　2,200 円 半日　1,100 円	【名称】 玉川村文化財保護審議会 【定数】 定め無し 【任期】 ２年 【報酬】 日額　5,600円 【費用弁償】 日額　2,200 円	文化財保護審議会については、合併時に再編する。
2．国県村指定文化財に関することについて	・国指定　　5件 ・県指定　16件 ・村指定　20件 ・県選定重遺跡1件 ・県選択無民俗２件	・国指定　　0件 ・県指定　　4件 ・村指定　13 件	国県村指定文化財については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。
3．指定文化財保存事業への補助に関することについて	①国指定文化財管理費補助金 慈光寺　46,000 円 ②県指定文化財管理者補助金 慈光寺　20,000 円 ③萩日吉神社神楽 100,000 円 ④大野送神祭 100,000 円 ⑤萩日吉神社の流鏑馬 1,000,000 円 （3 年に１度実施） ⑥雷電神社ささら獅子舞 100,000 円 ⑦大野神社ささら獅子舞 100,000 円 ⑧稲荷神社ささら獅子舞	補助事業対象なし	指定文化財保存事業への補助金については、合併後速やかに再編する。なお、それまでの間は現行のとおりとする。

務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
	100,000円 ⑨上サ地区ささら獅子舞 100,000円 ⑩日枝神社ささら獅子舞 100,000円 ⑪西平宿屋台囃子 100,000円		
４．行政文書の収集、整理、保存に関することについて	文書管理規程に基づき、保存年限を経過した行政文書のうち、歴史資料として重要な文書を整理、保存、活用する。	文書規程に基づき、保存年限を経過した行政文書のうち、歴史資料として重要な文書を整理、保存、活用する。	行政文書の収集、整理、保存については、合併後速やかに再編する。
５．博物館関連施設の管理運営に関することについて	【名称】 都幾川村郷土資料室（民具展示場） 【目的】 郷土の歴史資料や文化財を展示公開する施設の管理と運営を図る。 【構造】 鉄骨造３階建２・３階使用 延床面積431㎡ 【開館日】 月２回　第１日曜日・第３土曜日 【開館時間】 10時00分～16時00分 【入館料】 無料	未設置	博物館関連施設の管理運営については、新町に引き継ぐものとする。

協議第３５号

協定項目２２－２９　コミュニティ事業の取扱いについて

コミュニティ事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

コミュニティ協議会に関することについては、合併後速やかに統合する。

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男

協定項目　No.２２-２９　コミュニティ事業の取扱い

事務事業名	都幾川村	玉　川　村	調 整 方 針 等
1　コミュニティ協議会に関すること	【団体】 都幾川村コミュニティ協議会 【目的】 「自治と連帯」の新しい時代にふさわしいコミュニティづくりを村民運動として全体的かつ総合的に展開することにより、村民の幸せをめざし心のふれあう住みよい地域社会を建設することを目的とする。 【主要事業】 ・花いっぱい運動 ・生活改善運動 ・健康な心身づくり運動 ・木のむらフェスティバル ・村内河川清掃 ・環境美化運動 ・郷土を知り郷土を想う運動 【16年度予算】 村補助　3,350千円 県補助　　80千円	【団体】 玉川村コミュニティづくり村民運動推進協議会 【目的】 「自治と連帯」の新しい時代にふさわしいコミュニティづくりを村民運動として総合的に展開することにより潤いのある村づくりを推進することを目的とする。 【主要事業】 ・行事予定表の全戸配布 ・(きれいな村づくり運動の推進として)春秋道路清掃の実施 【16年度予算】 村補助　　620千円 県補助　　80千円	1 コミュニティ協議会に関することについては、合併後速やかに統合するものとする。
2　地区集会施設助成事業に関すること	建設費及び維持管理費(消耗品及び電気代等を除く)を村が負担しているため、該当なし	建設費及び維持管理費(消耗品及び電気代等を除く)を村が負担しているため、該当なし	2　地区集会施設助成事業に関することについては、合併後速やかに新要綱を策定するものとし、それまでの間は、現行のとおりとする。

協議第３６号

第３回及び第４回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について

第３回及び第４回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日について、次のとおり提案する。

協議会開催日
第３回　　平成１６年１２月１３日（月）
第４回　　平成１６年１２月２１日（火）

平成１６年１１月２４日提出

都幾川村・玉川村合併協議会
会　長　　関　口　定　男